

## 富山地区広域圏事務組合 溶融スラグの売払いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、富山地区広域圏事務組合(以下「組合」という。)の溶融スラグ(以下「スラグ」という。)の利用推進を図るため、その売払いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (売払先)

第2条 スラグを売払う相手先は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国、県及び市町村が発注したスラグを利用する公共工事を行う者
- (2) エコマーク商品、富山県リサイクル認定製品等、環境に配慮した製品開発のための試験試料として利用する者
- (3) エコマーク商品、富山県リサイクル認定製品等の製造を行う者
- (4) その他組合がスラグの有効利用に適すると認める事業を行う者

### (購入申込み)

第3条 前条第1号に該当する者は、溶融スラグ購入申込書(様式第1号)に国、県及び市町村が発注したスラグを利用する公共工事を行う者であることを証明する書類を添えて申し込むものとする。

2 前条第2号に該当する者のうち、希望購入量が100キログラムまでは試料(溶融スラグ)購入申込書(様式第2号)により申し込むものとする。

3 前条第2号に該当する者のうち、希望購入量が100キログラムを超え10トンまでは試料(溶融スラグ)購入申込書(様式第2号)に実施計画書を添えて申し込むものとする。  
ただし、購入できる量は一事業者につき10トンを上限とする。

4 前条第3号に該当する者は、溶融スラグ購入申込書(様式第1号)にエコマーク商品、富山県リサイクル認定製品等の製造を行う者であることを証明する書類を添えて申し込むものとする。

5 前条第4号に該当する者は、溶融スラグ購入申込書(様式第1号)に組合が要求する書類を添えて申し込むものとする。

### (購入者の決定)

第4条 購入者の決定にあたっては、スラグ利用の用途等が適正であり、スラグの有効利用が図られると理事長が認めた者とする。

### (売払単価)

第5条 スラグの売払単価は、100kgまでごとにつき10円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

### (費用負担)

第6条 スラグの引渡しに要する運搬費、その他一切の費用は、購入者の負担とする。

### (計量)

第7条 引渡すスラグの計量は、富山地区広域圏クリーンセンター(以下「センター」という。)に備えられた計量器により、搬出時に組合の指示した方法により行うものとする。

(引渡し)

第8条 スラグの引渡しは、センターでの現地引渡しとし、運搬車両荷台への積み込みは組合が指示するものとする。

(数量及び売払代金の確定)

第9条 スラグの引渡し数量は、計量伝票により双方で同時確認し確定することとし、売払い代金は、確定数量に単価を乗じた金額とする。

(購入代金の納付)

第10条 購入者は、確定代金を組合が発行する納入通知書により納入期限(発行日から20日以内)までに組合が指定する金融機関に納付しなければならない。

(損害賠償請求等)

第11条 購入者は、組合の都合によりスラグの供給が出来ない場合、または供給量に増減が生ずる場合があっても、組合に対し異議の申立て及び損害賠償の請求を行わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

平成 年 月 日

富山地区広域圏事務組合  
理事長 森 雅志 様

溶融スラグ購入申込書

申込者 住所

商号・名称

代表者氏名

印 ㊟

富山地区広域圏事務組合溶融スラグの売払いに関する要綱に基づき、貴クリーンセンターの溶融スラグを購入したいので、次のとおり申込みます。

製造事業場の住所と連絡先	住所 担当者 TEL - -
利用目的・用途	( 記入例：コンクリート二次製品の製造 カルバートボックス,U字溝 )
希望購入量	約 k g
引渡希望日	平成 年 月 日 ( 曜日 )
運搬責任者	所属する事業所 担当者名 TEL - -
運搬車両	( 記入例：4,000 k g , 平ボデー車 ) 可能積載重量 k g , 車種
溶融スラグ入り製品の利用先	民間工事 ・ 公共工事 ( で困む, 公共工事の場合は発注者、工事名、工事場所を記入のこと )

溶融スラグを購入するに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

溶融スラグの性状を正しく理解し、適切に取り扱うとともに、利用目的・用途以外には利用せず、それを第三者に譲渡しません。

運搬・保管にあたってはシート等を張って飛散等の防止に務めます。また、乾燥した状態での取扱い時は、防塵メガネ、マスク、手袋などを装着するよう努めます。

路床材・埋戻材に利用するときは、骨材製造者の敷地内で混合するものとし、施工現場での混合や仮置きは行いません。

溶融スラグの保管・用途・出荷等に関して貴組合が求める立会い、説明、報告、指示等には直ちに応じます。

溶融スラグを用いて開発した成果についての営業活動に貴組合を利用しません。

溶融スラグを利用した製品の製造量・利用先別の出荷量・販売先等については厳重に管理し貴組合が求める報告には直ちに応じます。

以 上